

## 「工場整備の基本構想策定支援委託」契約結果

工場整備の基本構想策定委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 工場整備の基本構想策定委託
- 2 委託内容 新工場の整備に向けた候補地の選定に必要な課題の抽出と評価、これからの焼却工場のあり方の検討、工場整備の基本構想の素案の策定、懇談会の実施など
- 3 契約の相手方 パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 4 契約金額 ￥32,940,000円
- 5 契約日 平成30年4月27日

### 6 評価結果

提案者	評価点数	順位
パシフィックコンサルタンツ株式会社	951	1

### 7 評価基準・評価委員会開催経過等

- (1) 評価基準  
別添のとおり
- (2) 開催日時  
平成30年3月22日(木)10:40～11:00
- (3) 開催場所  
松村ビル6F会議室
- (4) 評価委員の出席状況  
委員8名中出席者7名

- 8 問い合わせ先 資源循環局 適正処理計画部 施設計画課  
TEL:671-2545  
FAX:664-9490  
E-Mail:sj-skeikaku@city.yokohama.jp

**「工場整備の基本構想策定支援委託」に関する  
プロポーザルに係る提案書評価基準**

**1 基本的な評価事項**

表1の評価項目及び重みづけのもと、評価を行います。

採点が同点の場合は、評価項目のうち、「業務実施方針及び手法」の中の「本業務実施に向けたプロセス・実施体制についての提案」において、最も評価点の高い者を特定します。

表1 基本的評価事項

評価項目 (配点)	評価の着目点		配点	評価	評価の 換算式	評価点
予定技術者の経験及び業務実施能力 (60点)	管理技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	10			
		過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	10			
		業務専念度	5			
	照査技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	10			
	主担当技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	10			
		過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	10			
業務専念度		5				
ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組 (5点)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満のみ加算）		1			
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員301人未満のみ加算）		1			
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得		1			
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得		1			
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.0%の達成（従業員50人未満の場合は1人以上雇用）		1			
業務実施方針及び手法 (110点)	これからの焼却工場のあり方についての提案 (40点)	周辺地域との共生に関する提案	20			
		新しい価値の創造に関する提案	20			
	安定した廃棄物処理システムについての提案 (20点)	安定した廃棄物処理システムに関する提案	10			
		整備スケジュール策定に関する提案	10			
	本業務実施に向けたプロセス・実施体制についての提案 (50点)	候補地選定のプロセスに関する提案	10			
		懇談会の運営補助に関する提案	10			
効果的な実施体制に関する提案		30				
評点の合計						

## 2 評価方法

(1) 「予定技術者の経験及び業務実施能力」について、A、B、Cの3段階評価を行う。

(2) (1)の評価は各項目5点を満点とし、A=5点、B=3点、C=0点とする。

例えば、表1において配点10点の項目の場合

評価がAであれば評価点は  $10 \times 5 / 5 = 10$ 点

評価がBであれば評価点は  $10 \times 3 / 5 = 6$ 点

評価がCであれば評価点は  $10 \times 0 / 5 = 0$ 点

(3) 「ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組」について、A、Bの2段階評価を行う。

(4) (3)の評価は各項目1点を満点とし、A=1点、B=0点とする。

(5) 「業務実施方針及び手法」について、A、A'、B、B'、Cの5段階評価を行う。

(6) (5)の評価は各項目5点を満点とし、A=5点、A'=4点、B=3点、B'=2点、C=0点とする。

例えば、表1において配点20点の項目の場合

評価がAであれば評価点は  $20 \times 5 / 5 = 20$ 点

評価がA'であれば評価点は  $20 \times 4 / 5 = 16$ 点

評価がBであれば評価点は  $20 \times 3 / 5 = 12$ 点

評価がB'であれば評価点は  $20 \times 2 / 5 = 8$ 点

評価がCであれば評価点は  $10 \times 0 / 5 = 0$ 点

(7) C評価のあるものは原則として選定しない。

(8) 各評価項目の評価の視点は表2-1、表2-2、表2-3のとおりとする。

表 2-1 評価の視点

評価項目	評価の着目点		評価		
			A	B	C
予定技術者の経験及び業務実施能力	管理技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	当該業務に関する部門の技術士資格を有する	当該業務に関する部門のRCCM資格を有する	業務実施上の技術者要件に対し不適切
		過去10年間の政令市又は東京二十三区における同種又は類似業務の実績	実績がある（5件以上）	Aに該当しない	実績がない
		業務専念度	50%以上	Aに該当しない	20%以下
	照査技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	当該業務に関する部門の技術士資格を有する	当該業務に関する部門のRCCM資格を有する	業務実施上の技術者要件に対し不適切
		技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	当該業務に関する部門の技術士又はRCCM資格を有する	Aに該当しない	—
		過去10年間の政令市又は東京二十三区における同種又は類似業務の実績	実績がある（3件以上）	Aに該当しない	—
	担当技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	当該業務に関する部門の技術士又はRCCM資格を有する	Aに該当しない	—
		過去10年間の政令市又は東京二十三区における同種又は類似業務の実績	実績がある（3件以上）	Aに該当しない	—
		業務専念度	50%以上	Aに該当しない	20%以下
ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		策定している	Aに該当しない	—
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定		策定している	Aに該当しない	—
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得		取得している	Aに該当しない	—
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得		取得している	Aに該当しない	—
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.0%の達成		達成している	Aに該当しない	—

表 2-2 評価の視点

評価項目	具体的評価項目		評価の着目点	評価基準	配点
これからの焼却工場のあり方についての提案	周辺地域との共生に関する提案	これからの焼却工場のあるべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これからの焼却工場が担うべき役割についてよく検討されているか</li> <li>・本市の置かれた状況を把握した上での検討となっているか</li> </ul>	A : 非常に優れた内容である 20点 A' : 優れた内容である 16点 B : 標準的な内容である 12点 B' : 検討内容に不足がある 8点 C : 業務内容を正しく理解していない 0点	20点
		周辺地域との共生のための課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域との共生について多面的な視点で検討されているか</li> <li>・周辺地域との間で起こり得る問題についてよく整理されているか</li> <li>・地域貢献及び環境配慮についてよく整理されているか</li> </ul>		
		地域の課題解決に向けた手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域との課題を解決する手法について具体的に述べられているか</li> <li>・提案された手法は現実的なものとなっているか</li> <li>・広報戦略についてよく検討されているか</li> </ul>		
	新しい価値の創造に関する提案	焼却工場に付加し得る新しい価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の焼却工場には無かった新しい価値についてよく検討されているか</li> <li>・提案された新しい価値は焼却工場本来の業務（ごみ焼却）を妨げるものになっていないか</li> </ul>	A : 非常に優れた内容である 20点 A' : 優れた内容である 16点 B : 標準的な内容である 12点 B' : 検討内容に不足がある 8点 C : 業務内容を正しく理解していない 0点	20点
		周辺環境と調和するための工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境について多面的に検討されているか</li> <li>・提案内容は周辺地域にとって価値あるものになっているか</li> <li>・提案内容は焼却工場にとって価値あるものになっているか</li> </ul>		

表 2-3 評価の視点

評価項目	具体的評価項目	評価の着目点	評価基準	配点
安定した廃棄物処理システムについての提案	安定した廃棄物処理システムに関する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の平準化が図られる提案内容になっているか</li> <li>・ 焼却工場の建替え時などにおける対策はよく検討されているか</li> <li>・ 大都市ならではの課題についてよく検討されているか</li> <li>・ 不測の事態に関する対策について検討されているか</li> </ul>	A : 非常に優れた内容である 10点 A' : 優れた内容である 8点 B : 標準的な内容である 6点 B' : 検討内容に不足がある 4点 C : 業務内容を正しく理解していない 0点	10点
	整備スケジュール策定に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備スケジュールの策定方針についてよく検討されているか</li> <li>・ 無理のない内容になっているか</li> </ul>	A : 非常に優れた内容である 10点 A' : 優れた内容である 8点 B : 標準的な内容である 6点 B' : 検討内容に不足がある 4点 C : 業務内容を正しく理解していない 0点	10点
本業務実施に向けたプロセス・実施体制についての提案	候補地選定のプロセスに関する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 候補地の抽出に関する考え方は妥当なものとなっているか</li> <li>・ 候補地の選定に係る課題についてよく検討されているか</li> <li>・ 候補地の選定に必要となる調査項目、手法は妥当なものとなっているか</li> </ul>	A : 非常に優れた内容である 10点 A' : 優れた内容である 8点 B : 標準的な内容である 6点 B' : 検討内容に不足がある 4点 C : 業務内容を正しく理解していない 0点	10点
	懇談会の運営補助に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助体制についてよく検討されているか</li> <li>・ 懇談会について積極的な関与が確認できる提案内容か</li> </ul> ※メンバーの選定、実施回数・時期は市が調整する	A : 非常に優れた内容である 10点 A' : 優れた内容である 8点 B : 標準的な内容である 6点 B' : 検討内容に不足がある 4点 C : 業務内容を正しく理解していない 0点	10点
	効率的な実施体制に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各担当者が十分に能力を発揮できる体制が作られているか</li> <li>・ 業務を円滑に進めるための工夫が見られるか</li> <li>・ 発注者との意見交換が十分に行える体制となっているか</li> <li>・ 多角的な視点と広い視野を持って検討できる体制となっているか</li> </ul>	A : 非常に優れた内容である 30点 A' : 優れた内容である 24点 B : 標準的な内容である 18点 B' : 検討内容に不足がある 12点 C : 業務内容を正しく理解していない 0点	30点